

告示第 3 号

寺院の願事に対する礼金の一部を下記のとおり改め、2026年7月1日から実施する。

2025年7月1日

宗務総長 木 越 渉

記

1 願事礼金

似影 330,000円

ただし、住職または教会主管者であった者に限る。

以 上